

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則及び静岡県青少年環境整備審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第11号

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則及び静岡県青少年環境整備審議会規則の一部を改正する規則

(静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則（平成8年静岡県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(有害興行の掲示)</p> <p>第2条 条例第9条第6項の規定による掲示は、興行期間中様式第1号により行うものとする。</p> <p>様式第1号 (略)</p> <div data-bbox="218 1028 758 1503" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">青少年の入場禁止</p><p style="text-align: center;">上映中 ただいまの「」は、 上演中</p><p>静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の規定により青少年に有害な興行として指定を受けましたから、青少年の入場を堅くお断りします。</p></div>	<p>(有害興行の掲示)</p> <p>第2条 条例第9条第9項の規定による掲示は、興行期間中様式第1号により行うものとする。</p> <p>様式第1号 (略)</p> <div data-bbox="834 1028 1374 1503" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">青少年の入場禁止</p><p style="text-align: center;">上映中 ただいまの「」は、 上演中</p><p>静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の規定により青少年に有害な興行とされましたから、青少年の入場を堅くお断りします。</p></div>
<p>(略)</p> <p>様式第10号 (略)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div data-bbox="213 1644 758 1977" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">(略)</p><p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p><div data-bbox="255 1776 464 1966" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto 10px auto;">写真<u>ち</u>ょう付</div><p style="text-align: right;">(略)</p></div>	<p>(略)</p> <p>様式第10号 (略)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div data-bbox="829 1644 1374 1977" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">(略)</p><p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p><div data-bbox="871 1776 1080 1966" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto 10px auto;">写真<u>貼</u>付</div><p style="text-align: right;">(略)</p></div>

(略)	(略)
(裏)	(裏)
静岡県青少年のための良好な 環境整備に関する条例抜粋 (略) 別表 (略) (1) 姿態 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの ア <u>女性の</u> 大たい部を開いた姿態 イ (略) ウ <u>男女の</u> 愛ぶの姿態 エ (略) オ <u>女性の</u> 排せつの姿態 カ (略) (2) (略)	静岡県青少年のための良好な 環境整備に関する条例抜粋 (略) 別表 (略) (1) 姿態 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの ア 大たい部を開いた姿態 イ (略) ウ 愛ぶの姿態 エ (略) オ 排せつの姿態 カ (略) (2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県青少年環境整備審議会規則の一部改正)

第2条 静岡県青少年環境整備審議会規則（昭和36年静岡県規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
(部会)	(部会)								
第6条 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる所掌事務を分掌させる。	第6条 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる所掌事務を分掌させる。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部会</th> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1部会</td> <td>静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。）第7条第1項の規定による優良興行の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害興行の指定及び環境条例第12条第1項の規定による有害広告物の</td> </tr> </tbody> </table>	部会	所掌事務	第1部会	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。）第7条第1項の規定による優良興行の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害興行の指定及び環境条例第12条第1項の規定による有害広告物の	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部会</th> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1部会</td> <td>静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。）第7条第1項の規定による優良興行の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害興行の指定、<u>同条第4項の規定による団体の指定</u>及び環境条例第</td> </tr> </tbody> </table>	部会	所掌事務	第1部会	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。）第7条第1項の規定による優良興行の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害興行の指定、 <u>同条第4項の規定による団体の指定</u> 及び環境条例第
部会	所掌事務								
第1部会	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。）第7条第1項の規定による優良興行の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害興行の指定及び環境条例第12条第1項の規定による有害広告物の								
部会	所掌事務								
第1部会	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。）第7条第1項の規定による優良興行の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害興行の指定、 <u>同条第4項の規定による団体の指定</u> 及び環境条例第								

	指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項		12条第1項の規定による有害広告物の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項
第2部会	環境条例第7条第1項の規定による優良図書類の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害図書類の指定及び環境条例第10条第1項の規定による有害がん具類等の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項	第2部会	環境条例第7条第1項の規定による優良図書類の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害図書類の指定、 <u>同条第5項第3号の規定による団体の指定</u> 及び環境条例第10条第1項の規定による <u>有害玩具類等</u> の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項
(略)		(略)	
2～5 (略)		2～5 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則第2条及び様式第1号の改正並びに第2条の規定は、令和4年10月1日から施行する。

(静岡県青少年の良好な環境整備に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則様式第10号による身分証明書は、当該身分証明書の有効期間が満了するまでの間は、同条の規定による改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則様式第10号による身分証明書とみなす。